

最高裁秘書第4713号

平成29年11月30日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の質問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

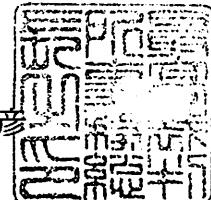
質問番号 平成29年度（最情）質問第61号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330 （直通）

平成29年11月24日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



### 理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

#### 1 諒問日等

##### (1) 諒問日

平成29年11月24日

##### (2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、「裁判所職員採用試験の筆記試験の実施要領書（平成24年3月27日付の最高裁判所人事局長通達）が以前、苦情申出人に開示されたことがあることからすれば、本件対象文書の不開示部分の全部が本当に法5条6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である」と主張しているが、当該判断は相当であると考える。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

二回試験の試験監督の作業手順、修習生への説明コメント等を分刻みで決めたマニュアル（最新版）

##### (2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成29年10月4日付で、一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### (3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 平成27年度（第69期）司法修習生考試事務要領（司法研修所会場用）及び同（大阪会場用）（以下「本件対象文書」という。）は、運営責任者等の試験実施担当者（以下「担当者」という。）の試験前の準備作業、現場打合せの内容、不正行為防止に関する具体的な行動や不測の事態への対応方針等が担当者の作業手順と一体となる形で具体的かつ詳細に記載されている。

なお、苦情申出人すでに開示された平成24年3月27日付け最高裁判所事務総局人事局長通達「裁判所職員採用試験の筆記試験の実施要領書について」は、主に裁判所職員採用試験担当者の試験当日の作業手順等を（試験室内の事務を中心に）時系列的に記載したものであり、本件対象文書とは、実質的内容面で大きく異なる。

イ 本件対象文書の不開示部分のうち、以下のウ及びエを除く部分については、これらが公になると、試験準備段階から試験終了後の作業までの各段階における担当者の動静に加え、いかなる事態を想定して対応策を定めているか等が明らかとなり、試験妨害行為や不正行為が容易となる等、試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、行政機関情報公開法第5条第6号柱書き及び同号イが不開示情報として定める情報に相当する（平成28年度（行情）答申第621号を参照）。

ウ 本件対象文書の不開示部分のうち、電話番号及び内線番号については、これらが公になると、職務に關係のない問合せによって職務に必要な連絡に支障を来す等、裁判所職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、行政機関情報公開法第5条第6号柱書きが不開示情報として定める情報に相当する。

エ 本件対象文書のうち、司法研修所会場用109頁の不開示部分は、一般的な来庁者の出入りが想定されておらず、また、セキュリティの確保が要請されている場所である。

したがって、当該場所については、これらが公になると、警備事務の適正

な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、行政機関情報公開法第5条第6号  
柱書きが不開示情報として定める情報に相当する（平成28年度（最情）答  
申第4.8号を参照）。

オ よって、本件申出に係る文書を一部不開示とした原判断は相当である。